公立大学法人神戸市外国語大学客員研究員に関する規程

2007年4月1日 規程第77号

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸市外国語大学(大学院、研究所及び図書館を含む。以下「本学」という。)において、日本及び外国の学術研究者を客員研究員として受け入れることに関し、必要な事項を定める。

(条 件)

- 第2条 客員研究員は、次の各号の一に該当する場合に受け入れるものとする。
 - (1) 国内外の大学または研究機関等に所属する学術研究者が、本学専任教員と共同研究を行う場合
 - (2) 博士の学位を取得した学術研究者が、神戸市外国語大学外国学研究所にて、特定の研究を行う場合
 - (3) 本学が受け入れる日本学術振興会特別研究員 (PD, SPD, RPD)
 - (4) その他前各号に準ずる場合

(申 請)

- 第3条 客員研究員の受け入れを希望する神戸市外国語大学専任教員は、次の書類を添えて、学長に申請しなければならない。
 - ア 客員研究員受入申請書 (様式1)
 - イ その他学長が必要と認めるもの

(承 認)

- 第4条 前条の申請があったとき、学長は、教授会の議決を経て、客員研究員の受け入れ を承認することができる。
- 2 学長は、前項の議決を得て、客員研究員の受け入れを承認した場合は、速やかに、客員研究員受入承認通知書(様式2)により、申請者に受入承認の内容を通知するものとする。

(研究期間)

- 第5条 研究期間は2年以内とする。ただし、必要がある場合には、学長は、申請者からの再度の客員研究員受入申請書(様式1)提出により、教授会の議決を経て、1年間の受入期間延長を承認することができる。
- 2 学長は、前項の議決を得た場合は、速やかに、客員研究員受入承認通知書(様式 2) により、申請者に受入期間延長承認の内容を通知するものとする。
- 3 受入期間を延長する場合であっても、その研究期間の終了日は、当該客員研究員が満 65 歳に達した日以後における最初の3月31日を越えることができない。ただし、当該客 員研究員が外部資金を得ている場合に限り、当該研究期間が終了する年度までの延長を 承認することができる。
- 第6条 客員研究員は、1研究期間中につき1度以上、その研究成果の発表を行うものとする。

(義 務)

- 第7条 客員研究員は、公立大学法人神戸市外国語大学研究倫理指針及び公立大学法人神戸市外国語大学における研究行動規範に則り、研究活動を行うものとする。
- 2 客員研究員は、本学が行う研究倫理教育及びコンプライアンス研修等、本学が必要とする研修等を必ず受講するものとする。

(待 遇)

第8条 謝金等を除き、客員研究員には、給与等は支給しない。

(施設等の利用)

第9条 客員研究員には、図書館その他研究に必要な施設の利用を認めることができる。 ただし、施設の利用等に要する経費は、これを徴収することがある。

(受け入れの取り消し)

第10条 客員研究員が、学内諸規定並びに受け入れの条件等に違反したとき、または学長が正当な事由があると認めるときは、受け入れを取り消すことができる。

(細 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2014年3月1日から施行する。

附則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2020年4月1日から施行する。